

令和元年 第4回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第1号) 6月10日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年第4回美瑛町議会定例会

令和元年6月10日午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について (議会運営委員会審査報告)
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について (提案説明)
- 第 7 議案第 4 号 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算について (提案説明)
- 第 8 議案第 5 号 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について (提案説明)
- 第 9 議案第 6 号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算について (提案説明)
- 第 10 議案第 7 号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について (提案説明)
- 第 11 議案第 8 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 12 議案第 9 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 13 議案第 10 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 14 報告第 1 号 平成30年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 15 報告第 2 号 平成30年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 第 16 報告第 3 号 美瑛町土地開発公社の経営状況について
- 第 17 報告第 4 号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について
- 第 18 報告第 5 号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について
- 第 19 報告第 6 号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
総	務	鈴木	貴	久		君
会	計					者
政	策	今	瀧		毅	君
調	整					課
課	長					
税	務	富	田	敏	博	君
課	長					
会	計					課
課	長					
住	民	高	木	比	斗	志
生	活					君
課	長					
保	健	平	間	克	哉	君
福	祉					
課	長					
地	域	高	崎	史	江	里
包	括					君
支	援					
セ	ン					所
タ	ー					所
所	長	森		法	子	君
保	健					
セ	ン					所
タ	ー					所
所	長	樫	山	尚	代	君
保	育					
セ	ン					所
タ	ー					所
所	長	今	野	聖	貴	君
経	済					
文	化					
振	興					
課	長					
文	化	栗	原	行	可	君
ス	ポ					
ー	ツ					
推	進					
室	長					
農	林	吉	川	智	巳	君
課	長					
建	設	山	下	浩	史	君
水	道					
課	長					
水	道	長	野	克	哉	君
整	備					
室	長					
町	立	小	杉	昌	敏	君
病	院					
事	務					
局	長					
総	務	竹	本	匡	志	君
課	長					
財	政					
係	長					
教	育	千	葉	茂	美	君
課	長					
管	理					
課	長	梶	原	祐	治	君
函	書					
館	長					
農	業	川	崎	章	道	君
委	員					
会	会					
長	長					
農	業	川	合	実	智	代
委	員					君
会	事					
務	局					
長	長					
代	表	大	西	宣	充	君
監	查					
委	員					
監	查	高	島	和	浩	君
事	務					
長	長					

○書記

事務局長 新村 猛 君  
係 長 佐藤 誉 修 君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。すっかりと顔が日焼けをしまして痛い状況であるんですけども、自ら熱中症対策をしっかりしましょうなんて言いながら油断しているところでございます、大変これから気をつけなきゃと思っているところなんです、この日焼け、昨日、一昨日とですね、行われましたヘルシーマラソンで昨日すっかり焼けてしまいましたが、天気にも恵まれて開催できましたことを無事に終わったことを心から安堵しているところなんです、美瑛町の3大イベントの一つであるマラソンが終わり、あと二つありますけども、何事もなく、無事に開催できますことを心から願うところであります。本定例会に招集いただきましてありがとうございます。中日もあり、中日じゃないですね、ちょっと休会もありますが、長丁場となりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和元年第4回美瑛町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の方もご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本定例会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和元年第4回美瑛町議会定例会開催に

当たりまして、全員の議員の皆さまの出席を賜りまして、開催できましたことをまずは心より御礼を申し上げます。また日ごろよりご指導賜っておりますことにつきましても感謝を申し上げます。私も日焼けをしてまいりました。観光シーズン始まったなという風を感じております。先日は富良野・美瑛ノロッコ号が今年も運行を開始をいたしました。そして、昨日の丘のまちびえいヘルシーマラソン大会、そしてその前日の交歓会、議員の皆さまにもご参加をいただきました。開会式にもご参加をいただきまして誠にありがとうございます。おかげさまで、大会は約5600人余りの多くの方のご参加と、そして今年も多くの方の皆さま方のご協力により、成功に終わることができました。引き続き交流人口、関係人口の増大について尽くしてまいりたいと思います。何とぞご指導のほどよろしくお願いいたします。それでは、今定例会に提案をいたします議案についてご説明をさせていただきます。議案第1号、美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定については、森林環境譲与税の創設に伴い、国から町へ譲与される森林環境譲与税を積み立て、適正に管理運用するため本条例を制定するものでございます。議案第2号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例を改正するものでございます。議案第3号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算につきましては、今回の補正につきまして、当初予算への計上を保留していた施策事業などの補正であり、歳出で主なものは総務費では開基120周年記念事業、民生費では、介護サービス提供基盤等整備事業、美沢へき地保育所建設事業、商工費では、白金観光センター改修事業、土木費では、街路灯LED化事業、道路改良舗装事業2路線、教育費では明德小学校、美馬牛中学校の改修事業などの追加補正で、歳入については、施策事業実施に伴う国庫支出金、道支出金、町債等の補正及び繰越金の追加などでございます。議案第4号、令和元年度美瑛町農業研修施設特別会計補正予算についてでございます。農業技術研修センターで使用する農産物加工用機械の購入費用について追加補正するものでございます。議案第5号、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算については、白金ダムに設置されている直流電源装置の蓄電池が経年劣化しているため、取り換えに要する費用を追加補正するものでございます。議案第6号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算についてでございますが、町道大町1丁目3番線の道路改良に伴い、配水管の布設替に係る費用を追加する資本的支出の補正でございます。議案第7号、令和元年度美瑛町立病院事業会計事業会計補正予算については、町立病院の空調ボイラー修繕に係る費用を追加する収益的支出の補正でございます。議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について及び議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につきましては、構成団体の変更に伴い、規約の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について

でございますが、人権擁護委員の候補者として奥山清氏を推薦するため、議会の意見を求めるものでございます。報告第1号、平成30年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。繰越明許費の合計は8646万4000円です。報告第2号、平成30年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書についてでございます。地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。事故繰越しの額は5301万5000円となります。報告第3号から報告第6号の美瑛町土地開発公社の経営状況について、有限会社美瑛物産公社の経営状況について、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について、以上、地方自治法の規定に基づき経営状況報告するものでございます。以上、議案10件、諮問1件、報告6件についてご提案いたします。慎重なるご審議をいただきお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、2番坂田美香議員と12番山本賢一議員を指名します。

---

#### 諸般の報告

---

- 議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。新村事務局長。

- 事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

- 議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2 議会運営について

---

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本定例会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

- 委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告いたします。



(報告書の朗読を省略する)

以上、報告いたします。

○議長(佐藤晴観議員) これで、議会運営についての報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月21日までの12日間に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの12日間に決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

### 行政報告

---

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは行政報告を1件申し上げます。議員の皆さま方には資料お手元に配布済みだと思います。ご高覧をいただければ幸いです。行政報告1件でございます。水道施設事故による断水の発生について。発生日時は6月2日、日曜日、午後2時40分頃、発生場所につきましては、新星地区でございます。状況ですが、町民の方が農地の排水路を重機で掘削していたところ、誤って道道敷地内に埋設してありました、水道の配水管を破損させてしまい、この影響により、美馬牛地区の約60戸の世帯が断水をしたという事案でございます。対応につきましては、事故認知後、直ちに復旧工事を行うとともに、断水した世帯はポリタンクによる応急給水を行ったところでございます。同日午後7時頃には全ての断水が解消いたしました。以上、ご報告を申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで行政報告を終わります。

ここで、池田副町長が就任して、本定例会が初めての議会であります。池田副町長から就任挨拶の申し出がありました。これを許します。

(「はい」の声)

はい、池田副町長。

(副町長 池田 由行君 登壇)

○副町長(池田由行君) おはようございます。池田でございます。貴重なお時間の中で議長のお許しを得まして、ご挨拶の機会をいただき、厚くお礼を申し上げます。まずもって5月27日開催の美瑛町議会第3回臨時会におきまして、副町長の選任に格別のご高配によりご同意を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。6月1日をもちまして副町長を拝命いたしました。もとより浅学非才、その器でない私にとりまして、このような大役を仰せつかりましたことは、身に余る光栄とともにその職責の重さに身の引き締まる思いをしているところでございます。平成から令和へと新たな時代の幕開けとともに角和町政がスタートし、また、開基120年の意義ある年とも重なり、成熟した美瑛町の実現に向けて町政に対する町民の皆さまからのさらなる期待を感じているところでございます。このような中で、私は角和町長がまちづくりの将来像として掲げられておられます、つくろう、次の美瑛の実現のために、本定例会の執行方針にお示しをされておられます、4本の政策を柱として、本町の持つ豊かな人、企業とのつながりや丘の景観などの人的や物的の多くの資源や資産を最大限活用し連携させながら、人口減少をはじめ、少子高齢化、産業、教育、福祉の環境や防災、減災などのさまざまな分野や種類において抱える課題への対応を推進し、町民の皆様を主体とした町長が思い描いておられます、町の創出や町政の発展に向け、町長の補佐として甚だ微力とは存じますが、なお一層の自己研鑽を重ねながら、職員とともに誠心誠意、全力で取り組んでまいりたい決意でございます。議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力をさらなるご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで就任挨拶を終わります。

---

日程第4 議案第1号 美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、議案第1号、美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) おはようございます。議案第1号、美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして、はじめに議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、設置目的及び規定内容などを説明させていただきます。議案書の1頁、2頁になります。

(議案の朗読を省略する)

次に別冊資料により説明させていただきます。別冊資料1頁をご覧ください。制定の要旨、これにつきましては、国から町へ譲与される森林環境譲与税を積み立て、適正に管理・運用するため、基金条例を制定するものであります。

2、制定の概要です。本条例は、第1条の設置から第7条の委任までの全7条から構成されております。第1条、設置につきましては、基金の設置の目的を規定しております。第2条、積立につきましては、基金を積み立てる額を一般会計歳入歳出予算に定める額とすることを規定しております。第3条、管理につきましては、基金に属する現金の管理方法を規定しております。第4条、繰替運用等につきましては、基金に属する歳計現金への繰替運用や一般会計の歳入歳出予算に定めるところによる歳入への繰入運用について規定しております。第5条、運用益金の処理につきましては、基金の運用から生じる収益を一般会計歳入歳出予算に計上し、本基金に編入することについて規定しております。第6条、処分につきましては、基金の処分について規定しております。第7条、委任につきましては、基金の管理委託について規定しております。

議案書の2頁にお戻りください。上から7行目になります。附則この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案第1号に対する総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第4、議案第1号は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、産業経済常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第5 議案第2号 美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第2号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間保健福祉課長。

(保健福祉課長 平間 克哉君 登壇)

○保健福祉課長(平間克哉君) おはようございます。それでは、議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては3頁になります。条例改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の2頁から3頁になります。今回の条例改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行され、放課後児童支援員の資格認定の要件が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。最初に議案を朗読させていただき、その後改正内容につきましてご説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料により、ご説明をさせていただきます。資料の2頁をお開き願います。

1の改正要旨につきましては、前段で説明をいたしましたので省略させていただきます。

2の改正の概要につきましてご説明申し上げます。本条例での改正は、放課後児童支援員の資格取得のための研修について、これまで都道府県のみで行われておりましたけれども、本年4月より指定都市においても行うことが可能となったため、放課後児童支援員の要件に、指定都市の長が行う研修を修了したものについても可能である旨を追加するものであります。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行としております。なお、別冊資料3頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。以上で議案第2号の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

- 
- 日程第 6 議案第 3 号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について  
日程第 7 議案第 4 号 令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算について  
日程第 8 議案第 5 号 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について  
日程第 9 議案第 6 号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算について  
日程第 10 議案第 7 号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について
- 

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 6、議案第 3 号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第 7、議案第 4 号、令和元年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算についての件、日程第 8、議案第 5 号、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第 9、議案第 6 号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第 10、議案第 7 号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。

---

#### 町政執行方針について

---

○議長（佐藤晴観議員） ここで角和町長から町政執行方針についての申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、令和元年度町政執行方針について述べさせていただきます。はじめに、令和元年第 4 回定例会にあたりまして、本年度の町政執行及び主要な施策の概要、今後 4 年間にわたる町政運営に対します所信の一端について、申し上げる機会を与えていただきました町議会議員の皆さま、町民の皆さまに対し厚く感謝を申し上げます。

私は先の町長選挙におきまして、町民の皆様から温かく力強いご支援、ご支持をいただき、初当選の栄に浴し町政運営の任につかせていただくことになりました。その期待の大きさと重い責任に身の引き締まる思いでございます。

町民の皆さまより寄せられました多くのご期待をしっかりと受け止め、地域と行政が一体となり、真摯な町政運営に努めてまいり所存でございますので、町議会議員の皆さまをはじめとする各位のご支援と、ご指導を賜りますようお願いいたします。

「天地、内外ともに平和の達成」という願いが込められた平成の 30 年間は、市町村合併や地方分権改革など地方自治に大きな変革をもたらした時代でした。そして地震や豪雨など未曾有の災害が相次ぐ一方、「スマートフォン」に象徴される ICT（情報通信技術）の利用が短期

間で急速に進展するなど、私たちの生活が大きく変わった時代でもありました。

多くの地方自治体と同様に、すでに美瑛町は少子高齢社会に突入しています。人口減少や過疎化に歯止めがかかることなく、それに連動した労働者人口の減少や消費市場の縮小、地域コミュニティの機能低下など数多くの課題に直面し、産業の後継者や担い手不足、出生数の低下を原因とする、いわゆる若年人口の減少は、美瑛町の持続可能なまちづくりに多大な影響を及ぼす重大かつ喫緊の課題であります。

これからの町政運営にあたっては、先入観をもった判断、先例主義、勘や経験に頼った感覚的な判断によらず、人口や経済に関する高度な情報の収集と分析をしっかりと行い、従前からの事業を漫然と繰り返すことなく、町民の皆さまとの対話を欠かさずに、効果の高い施策を形成、提案してまいります。

「令和」という新しい時代がスタートを切ったまさに今、皆さまが希望あふれる未来を、しっかりと思い描くことができる「びえい」の創造に向けて、全精力を傾け、町政のかじ取り役を務めていく所存でございます。

町政に臨む姿勢について、開基以来わずか120年という短い歴史でありながら、私たちの住む「丘のまちびえい」は、誰もが安心して健やかに暮らすことのできる素晴らしい場所です。ひとえに荒涼とした大地と厳しい冬に希望を持って立ち向かい、今日の美瑛の基盤を作り上げてきた先人たちに感謝し、改めてより良いふるさと創造のために皆さまと共に汗をかき、共に歩む考えであります。

私が今回の選挙を通じて、一貫して町民の皆さまに訴えてまいりましたのは、当町が置かれた現状を踏まえて、「みんなでつくる」「世界に誇れる」「しあわせな」そして「未来につなぐ」まちづくりです。

その実現のためには、想いを持った地域の皆さまとの対話を大切な柱とし、様々な課題に正面から立ち向かい、これから先のまちづくりの方針をきちんと説明することを通して、全ての町民の皆さまに「共感」してもらうことから始めたいと思います。その一歩として、町民の皆さまと意見交換をする「町民懇談会」を開催してまいります。

「みんなでつくるまちづくり」のためには、行政における意思決定過程を可能な限り透明化し、情報の開示と共に町民との交流の中で存在する課題や求められる施策を明確にしていく仕組み作りが必要です。「自治基本条例」の制定に向けての検討、町予算編成過程の公開等を進めて地域の積極性を生み出し、ふるさと美瑛の未来を、誰もが主体性を持って想いを実行している原動力とします。

「世界に誇れる」まちづくりのためには、国の内外で大きな人気を博す秀峰十勝岳を背景とした農業景観をいつまでも保全し、その価値を一層高めていく必要があります。一部無秩序な観光業から農業者の生活をしっかりと守るために、観光スポットの有料化を含めたあらゆる観

点からの検討を進め、長年の課題となっている観光と農業の軋轢を解消するため、「観光基本条例」の制定に着手をいたします。また、町全体の互惠関係を築き、良好な経済的循環が図れるよう取り組んでまいります。

「しあわせな」まちづくりのためには、町民に住んで良かった、これからも住み続けたいと実感していただけることを常に目標とします。福祉や教育施策は共に、他自治体に比べ総じて高水準であると考えておりますが、良いものは発展継続させつつ、地域や在宅でお困りの方への町独自の手厚い生活支援など更なる高いレベルの施策の実現を図ってまいります。

「未来につなぐ」まちづくりのためには、農業や商業、観光業を問わず産業の足腰をしっかりと強化し、町民所得の向上に努めてまいります。担い手の確保、AI農業の推進、企業、これはカンパニーの企業もですし、起こす業、起業、起こす業の事業継承者への支援等を通じ、地域内における経済の活性化と自立を目指し、これからの時代に若者たちが明日への希望を持って、頑として立ち向かう基盤となる地域社会の創造を、そして次の世代に安心して手渡せるような心豊かな地域を実現するため施策を進めてまいります。

主要な施策の具体的な推進方法について、以下、令和元年度の町政の各分野にわたる主要な施策の具体的な推進方策について、次のとおり申し上げます。

第1、足腰の強い産業づくり、基幹産業である農業、林業の振興を図り、経済基盤の強化と雇用を創出するとともに、農林業、商工業、観光業の産業間連携を促進し、町内の産業が共存共栄する地域づくりを進めます。

我が国の農林業は、TPP11や日欧EPAの発効、森林環境譲与税の創設などにより転換期を迎え、これまで以上に地域の特性を活かした強い産業づくりが求められています。

本町の担い手支援の拠点となる農業担い手研修センター「美進」が開所し、実践研修と居住空間を兼ね備えた施設での担い手育成事業が始まりました。この施設をフルに活用し、担い手不足の解消と新規就農者が安定した技術を習得し、スムーズに就農できる体制を確立します。

高収益作物の振興対策としては、重点作物に位置づけているトマト増反への支援や、不足している農業ヘルパーの確保対策や鳥獣等の被害防止対策を引き続き行っていくとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用した各種施策を展開し、農産物の増収や品質維持を図るための土づくり支援、ICT技術を活用したリモートセンシング（衛星画像解析による小麦の登熟度診断）の導入など、様々な事業に取り組んでまいります。

このほか有機栽培や農薬、化学肥料の低減による環境保全効果の高い営農活動に対する支援や、農産物の高付加価値化、ブランド化の推進など、関係機関と協力した情報発信を行ってまいります。

畜産業については、4カ年事業の草地基盤整備事業が開始となり、良質で安定した自給粗飼料の確保と、民間家畜保護施設の整備を行ってまいります。また、生産者と関係団体が連携し

た防疫活動に取り組み、安全で安心な畜産物の生産に努め、町営白金牧場においては、預託された育成牛を適正に飼養管理し、酪農家の負担軽減を図ってまいります。

農地基盤整備事業では、今後実施を予定している地区の事業化に向けた地域協議を進めるとともに、土地改良施設の適正な管理への支援を行い、多面的機能支払交付金事業の活用により、農業景観の保全や、農村環境向上に向けた取組を推進してまいります。

林業では、森林環境保全整備事業補助金による適切な町有林管理を実施するほか、未来につながる森づくり推進事業を活用した計画的な民有林整備を進めます。また、森林認証取得の取組を通じて、環境に配慮した地域材のブランド化や付加価値向上を図り、持続可能な森林管理や森林経営を目指してまいります。

商工業の振興について、本町経済の活性化を目指し商工会と連携を図り、町内の中小企業者等が主体となって課題解決に取り組み、より一層の経営改善を進めるため経費の一部助成をするなど、地域の原動力となる中小企業者等の活性化を引き続き推進してまいります。特に、年々増加しているインバウンドに対する受入体制の整備や、事業拡大に伴う融資制度の充実等、中小企業者等の支援に取り組んでまいります。

空き店舗対策につきましては、引き続き町内中心市街地の商業地域内における空き店舗を活用し創業する方に対して、開業に必要な費用の一部を助成し、中心市街地の賑わいづくり及び起業、移住、定住対策と一体化した施策の中で雇用創出につながる取組を進めてまいります。

さらに、丸山通りの道路空間や周辺の施設整備にともない、観光客等の周遊が促進されたことから、今年度は丸山通り商店街駐車場を整備し、周遊範囲の拡大と利便性の向上を図ってまいります。中心市街地の賑わいづくりの拠点として運営している「ふれあい館ラヴニール」、道の駅びえい「丘のくら」においては、物販、宿泊、体験、食事が連携した事業展開を図り、観光客のみならず、町民の皆さまにも気軽に利用してもらえる施設運営を行い、「丘のまち交流館ビ・エール」においては、ギャラリーの有効活用を図りながら満足度の向上に向けた取組を関係団体とともに強化してまいります。

観光の振興について本町には、十勝岳の裾野から湧き出る白金温泉をはじめ、多くの観光資源があります。昨年度、白金エリア再構築事業として、町道美望ヶ原ビルケ線が開通し、青い池駐車場を整備したことで、道道十勝岳温泉美瑛線の渋滞が緩和されました。

この他、昨年5月には、山岳観光と丘陵観光つなぐ拠点施設として、道の駅びえい「白金ビルケ」が完成し、本年6月には青い池のトイレと売店が完成したことから、今後は各施設の有機的な連携により、地域情報の発信や利便性の確保に努めてまいります。また、ライトアップ事業の効果もあり白ひげの滝への観光客が通年において増加していることから、観光センターのバリアフリー化とトイレの改修事業を行い、24時間利用可能なトイレとして開放をします。

インバウンドや国内観光客が年々増加する中、観光振興に係る新たな財源確保に向け今後、



関係機関との協議を進め、宿泊税の早期導入に向けての検討を開始します。

「丘のまちびえい」は、写真の聖地としても注目されており、農林業の営みによって四季折々に創り出される美しい農業景観を求め、国の内外から多くの方が訪れています。先人から引き継がれるこの美しい農村風景を写真に残し、次世代に引き継ぐための対策として、美瑛町の撮影ルールの発信、撮影スポットの設置などに取り組み、美瑛町を訪れる人々と観光業や農林業が共生できるよう、地域の人々との交流を図ってまいります。

自然と人の営みによって育まれた美しい丘陵景観を舞台に「丘のまちヘルシーマラソン」「丘のまちフェスティバル」「丘のまちびえいセンチュリーライド」「寛仁親王記念丘のまちびえい宮様国際スキーマラソン」などのイベントにつきましては、ボランティアのご協力と町民の皆さまのご支援をいただきながら一層魅力ある大会運営に努め、町民の皆さまが参加しやすい催事内容を構築し発展させてまいります。

移住定住対策につきましては、住む場所の確保として空き家情報バンク、定住促進住宅、二地域居住体験住宅、空き家・空き地・空き店舗等の住環境を提供し、また、就業支援としては、起業創業支援や求人情報の収集発信、市街地商店街の空き店舗活用助成などの推進、さらには移住相談の受け入れ体制の充実を柱として、人口問題解決のために関係人口の創出やU I Jターン希望者への積極的なアプローチと情報発信、地元地域と移住される方とのコミュニケーションを確立する手助けなど積極的な対策を行ってまいります。

「一般財団法人丘のまちびえい活性化協会」の運営においては、「第1次丘のまちびえい活性化プラン」の達成状況の評価を踏まえ、「第2次丘のまちびえい活性化プラン」に基づく取組を進めます。

特に、平成30年12月に日本版DMO法人として登録が実現したことにより、美瑛町DMOが観光振興に主体的に取り組む組織として、本年度は本格的に事業展開を行ってまいります。

「地域内の再投資力の拡大」と「町民の幸福度の最大化」を目標とし、美瑛CRM展開事業を活用しながら観光客等の顧客データベースを「見える化」し、ターゲット別の観光情報の戦略的発信や観光資源を有効に活用した滞在型、通年型の観光地域づくりを進めてまいります。また、「丘のまち交流館ビ・エール」を拠点とした地域文化の発信や交流の促進を図り、町民の憩いの場として更なる利用促進に取り組んでまいります。

第2、ともに支え合うまちづくり、本町において高齢化率が37%を超え、出生数も年々減少しているため、少子高齢化が顕著になっております。その対策として、安心して子供を産み、次代を担う子供たちが健やかに育ち成長していくための環境整備に努めるとともに、福祉や保健、医療などの施策を確実に実施する中、町民が互いに支えあい、健康で生きがいを持って暮らしていけるまちづくりを進めてまいります。

子育て支援は現在、「第1期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の充実等、

子育てに関わる広い範囲の支援に取り組んでおりますが、本計画が令和2年度から第2期となることから、新たな計画策定のためアンケート調査を実施し、町民が子育てに求めるものを的確に反映させながら、今後の子育て支援を行っていくための次期計画策定を進めてまいります。

保育所や幼稚園の保育料等については、これまでも町独自の子育て支援策として、保育料の半額軽減を実施してまいりましたが、本年10月より国が幼児教育、保育の一部無償化を行う予定となっていることから、今後も国の施策と合わせて保険料等の負担軽減を図るとともに、熱中症予防対策としてどんぐり保育園とへき地保育所に冷房設備の設置、老朽化が進んだ美沢へき地保育所の建て替えを行い、保育環境の充実に努めてまいります。

また、学校法人が運営している私立幼稚園の新設及び認定こども園への移行のための施設整備が前年度より実施されており、支援の継続と町内における保育や教育を必要とする子どもの受け入れ体制の充実に努めます。

このほか、一時預かり事業、学童保育事業、乳幼児から中学生までの入院・通院にかかる医療費の全額助成等、一体的な子育て支援の推進に取り組むとともに、保育の担い手確保のため「びえい子育て応援団」の保育士等の処遇改善を進めていくことに加え、子育てに不安を抱えている保護者支援により、すべての子供が健やかに成長するよう支援に努めてまいります。

妊娠、出産支援としては、不妊治療、妊婦健診、産後健診や新生児聴覚検査等の助成と乳幼児健診、母子健康相談などを継続し、新たな事業として子育て世代が広く活用するスマートフォンの機能を活かし、町から子育て情報の配信、予防接種のスケジュール管理、母子健康手帳、記載情報のバックアップができる「母子健康手帳アプリ」を導入するなど、妊娠から出産、育児に至るまで一貫した保育保健活動に取り組んでまいります。

高齢者福祉では、「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」に基づき関係機関としっかりと連携の上、住民一人ひとりが互いに支え合い、生きがいを持って暮らすことができる地域の構築を目指し、地域包括ケアシステムの更なる強化と推進に努めます。そのため、介護予防や重症化予防の推進と、生活支援や介護予防サービスの一層の充実に努めるとともに、行政区、町内会、老人クラブなど関係団体と連携し、地域サロン活動や地域高齢者等の支え合い活動などを推進してまいります。また、高齢者の成年後見制度の利用促進や市民後見人の養成に取り組むとともに、認知症高齢者の理解促進、見守り活動や家族の相談支援等の認知症総合支援事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉については、「美瑛町障がい福祉計画」などに基づき、支援を必要とされる方が社会参加と自立した地域生活を可能としていくための適切な福祉サービスが利用できるよう取組を進めていくことに加えて、今後の施設や事業所の整備、充実を見据え、各関係機関との連携のもと、障がい者の生活を地域全体で支えることができる、サービス提供体制の構築に向けた取組を進めてまいります。また、バリアフリーの観点から公共施設の再点検を行います。

健康づくりでは、4年目を迎える「健康マイレージ事業」の内容の一部見直しを図りながら事業を継続し、町民の健康意識の高揚を図るとともに、予防、健康づくりに対する普及、啓発に取り組んでまいります。

町民の健康寿命を延ばすことを目的に「健康増進計画」と「データヘルス計画」に基づいた生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進します。具体的には特定健診の自己負担額を軽減し、受診しやすい条件づくりとときめ細やかな健康相談、個別支援の充実に努めます。また、がんの予防及び早期発見に検診が有効であることから、検診の必要性を広く浸透させるための啓発活動や、特定の年齢の方を対象とした乳がん、子宮頸がん検診の無料クーポン券の交付による受診勧奨及び一次検診後の精密検査勧奨など、検診推進事業に取り組んでまいります。

町民の皆さまが健康で安心して暮らし続けるために、地域医療の確保は重要であり、町立病院は地域医療の中核として、安定した医療サービスを提供するという高い公共的な役割を担っております。これまで診療体制と医療水準の維持を目指し、病院内での取組を実施するとともに、旭川医科大学等の関係機関との連携を進めてきました。しかし、診療報酬改定、医師、看護師不足などに起因する経営環境の悪化、築後21年経過した病院施設や医療機器の計画的な修繕や更新が必要となっているなど、病院を取り巻く情勢には厳しいものがあります。

こうした中、療養病床の導入や町立病院新改革プランの策定など、経営改善と安定化に向けて取り組んでおり、一層信頼できる地域医療の要として、充実した医療体制の確立と、安定した経営確保に努めてまいります。

第3、まちを動かす人づくり、人生100年時代を見据えて、子どもから高齢者まで全ての町民に活躍の場があり、生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、そして、「美瑛町に住んでよかった」と思える、活力あるまちづくりを進めなければなりません。

その重要な鍵を握るのは、「人づくり」であり、「つながりづくり」であります。それは町民一人ひとりにとって大きな意味を有するとともに、住民相互のつながりによる主体的な社会参画は持続的な地域づくりにつながっていきます。

そのために各世代のニーズに応じた様々な学びの機会を提供し、その学びの場を通じた人と人とのつながりを作るため、関連する事業の一層の充実と継続的な事業展開に努めてまいります。

児童生徒が団体活動を通しての連帯感、責任感、自発性を養うことで将来に向けた意識の高揚を図ることを目的に実施している「少年少女道外研修」をはじめ、子ども達が豊かな心と健やかな体を育むなど情操を養う事業を引き続き実施していくとともに、様々な学習機会や体験を通してコミュニケーション能力の向上を図り、将来地域を担うことができる人材の育成に取り組んでまいります。また、人材育成の拠点である地域人材育成研修交流センターは、官民の

異業種研修の拠点として引き続き活用するとともに、今後も地域の交流の場として幅広く利用されるよう運営してまいります。

芸術文化の振興につきましては、あらゆる分野の音楽演奏や演劇、伝統芸能等の観賞など、優れた芸術文化に触れる機会を設けて、町民の皆さまの文化的希求に応えられるようなプログラムを展開してまいります。また、美瑛町で育まれてきた芸術文化活動を、今後も未来に引き継いでいくため、引き続き各団体への活動支援と、世代を超えた学習、交流活動のための多様な活動の場として、町民センターの積極的な活用を進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、町民の皆さまが世代を問わず、自主的にスポーツに親しみ、各世代に応じたスポーツライフを楽しむことができる社会の実現に向けた取組を推進します。

体力増進や健康づくりの側面から、継続して各種スポーツ教室にも取り組み、スポーツを身近に感じていただきながら、様々な種目に気軽にチャレンジできる、あるいは活動を通じた交流のできる場所として、スポーツセンターや昨年オープンした町民プール等の体育施設を有効に活用していただける仕組みづくりやPRを、利用者の皆さまの声を活かしながら進めてまいります。

ふるさと美瑛を知る、そして理解と愛着を持っていただくことは、永く未来へと続くまちづくりのためには大変重要なものだと考えます。その実現のために、丘のまち郷土学館を積極的に活用し、風土や歴史、文化、今日まで培ってきた先人たちの偉業を、子どもたちも気楽に学べる「美瑛学」としてまとめ、楽しく学ぶ機会として提供してまいります。

また、十勝岳ジオパーク構想については、上富良野町と一体となった活動の拠点を本町に置き、多くの地域資源の魅力やその活動を広く発信し、来年度認定を目標にさらなる活動の推進を図ってまいります。

学校教育につきましては、子どもたちが、生涯にわたって学び続け、時代の変化に対応できるよう、社会で生きる力を身につける教育を進めます。また、障がいのあるなしにかかわらず、十分に教育を受けられるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備してまいります。

保護者や地域住民等が学校運営に積極的に参画し、学校と地域住民等が力を合わせて、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティ・スクールの充実を図り、学校施設においては、明德小学校トイレ改修工事、美馬牛中学校改修工事の実施設計業務等を行い、学校施設の機能確保を図り、校内環境の向上を図ってまいります。

地域全体における教育環境や人材の育成等、美瑛高校がまちづくりに果たしてきた役割は非常に大きなものがあります。しかし少子化の波は、今後においても大きくなっていく中、高校の存続が憂慮される状況にあります。地域における中等教育の拠点として、高校の存続と魅力化を図るため、コミュニティ・スクールの推進する美瑛高校と地域が連携協働し、美瑛高校に

通う生徒が希望を持てる教育活動を展開し、学びや教育活動を支援する地域の基盤整備に努め、美瑛町の特色を生かした高校づくりを推進することができるよう北海道教育委員会とも連携し、生徒や教育に対する支援について、引き続き積極的に行ってまいります。

第4、安全安心なまちづくり、町民が快適で安心して暮らせるまちづくりは、道路や上下水道などの生活基盤の充実が必要不可欠です。本町の誇る豊かな自然やすばらしい景観との調和を図りながら、町民がいきいきと暮らすことができる環境づくりに繋がる公共事業を積極的に進めてまいります。

町道の整備につきましては、移動の円滑化及び維持コストの軽減を図るため、町道朗根内上俵真布線道路改良舗装事業を始め、継続7事業を推進してまいります。また、平成28年8月の大雨で被災を受けた両泉橋及び町道2路線については、今年度完成に向けて取り組んでまいります。

美瑛市街地区につきましては、新たに街路灯LED化事業を計画し、夜間の交通安全及び防犯性の向上を図るとともに、電気料等の維持コスト縮減を推進するため、防犯協会と連携し本年度は中央通り線街路灯のLED化に着手し、生活環境の向上に努めてまいります。

道路及び橋梁種維持修繕につきましては、橋梁の定期点検を引き続き行うほか、住民生活及び地域産業の安定した基盤を作り出すため、交通安全施設や除排雪対策、大雨等に備え安全かつ円滑な交通確保を行います。特に集中豪雨などの異常気象に備え、道路パトロールによる危険個所の早期発見に努めるほか、土砂などの流出に伴う道路清掃の充実、排水機能の向上など、町民の生活基盤となる交通網確保のために、万全の体制で実施してまいります。

町が管理する河川におきましても、継続して維持補修に努めるとともに、町道や河川の草刈り、清掃などの環境整備に町民の皆さまのご協力を得ながら、引き続き道路河川愛護会事業への支援及び多面的機能支払交付金事業と連携し取り組んでまいります。

町民の交流の場である公園は、公園施設長寿命化点検事業により、都市公園遊具の点検を行い、パークゴルフ場とともに適切な管理と維持修繕に努めるほか、丸山公園の園路及び憩ヶ森公園遊具の一部を改修します。

町内に存在する空き家等につきましては、美瑛町空き家対策計画に基づき、特定空き家等の認定を行うなど長期にわたる放置を防ぐことで、美しい景観や環境を守り不動産の流動を促進する事業に取り組みます。

水道事業につきましては、老朽化に伴う機器更新や配水管の漏水調査等を行い、水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、水道事業の健全な経営を図り、水道水の安定供給に努めてまいります。

下水道事業につきましては、老朽化が進む設備機器等の改築更新に向けた、下水道ストックマネジメント計画の策定を引き続き行い、下水道施設の長寿命化を進めてまいります。

国から施設管理を受託しているしろがねダムにつきましては、適切に管理を行い、農業用水の確保、供給に努めてまいります。

住環境の整備につきましては、公営住宅等の長寿命化を目的とした適正な管理を行うとともに、中長期の建替計画を踏まえた整備を進めてまいります。

環境衛生、廃棄物対策につきましては、引き続き分別収集の徹底や地域における集団資源回収への支援を行い、ごみの減量化及び再資源化を進めるほか、不法投棄の防止に努めてまいります。また、老朽化した汚泥処理施設の設備修繕を計画的に行い、し尿及び合併処理浄化槽から排出される汚泥等の安定した処理能力の維持に努め、処理後の汚泥については、たい肥化を行うことで有効活用を図ってまいります。

防災対策につきましては、近年、日本各地で多発している様々な自然災害を鑑み、万が一の事態が発生した場合においても迅速に対応できるよう、日頃から美瑛消防署と連絡体制などの連携を図り、北海道開発局や旭川地方気象台、上富良野自衛隊といった各関係機関との情報交換、研修や訓練などを通し、強固な防災体制の確立に向け、更なる連携強化に努めてまいります。

平成29年より設置を推進しております「自主防災組織」につきましては、現在町内に3つの地域が設置しておりますが、その必要性については、少しずつ町内会等に広まり、理解されてきているものと考えております。今後においても、地域自らが災害について考え、自発的な共助活動を推進していただけるよう、広報紙などを活用し周知していくとともに、町内会や老人会などで行われる防災教室等に、防災士の資格を有する職員が講師として地域へ出向くなど、地域防災力の向上に向けた取り組みを検討し、推進してまいります。

前回の噴火から30年が経過した活火山十勝岳につきましては、昨年5月頃に若干規模の大きな火山性微動が増加し、その後の経過について心配されましたが、旭川地方気象台による現地調査においては、火山の更なる活発化を示すような状況を認められないことが判明しました。しかしながら長期的に見ると、噴煙の高い状態が続いていることや、地熱域の拡大及び温度上昇など、火山活動の活発化を示唆する現象が観測されており、十分な注意が必要な状況であることは変わりはなく、今後においても、砂防事業の整備拡充及び早期完成に向け関係機関と協議を進めていくとともに、町として独自に対応できる施策についても随時検討しながら取り組んでまいります。

昨年9月に発生した「北海道胆振東部地震」により、町内全域は停電になったことは記憶に新しいところです。全道的な停電が発生し発電機の確保が困難となった状況を踏まえ、浄水施設や防災無線中継局といった町民の安全安心な暮らしに直結する施設を継続して稼働させるために、最低限必要となる発電機を導入し、万が一の事態に備えてまいります。

第5、みんなで歩むまちづくり、先人が築いてきた農村景観や文化を守り、「丘のまちびえい」

の発展を一層促すため、環境美化活動の推進、景観づくりに関する研修やセミナーへの参加促進等、景観を保全し守り育てるための意識の醸成を図り、「美しいまちづくり」への町民参加と協働を進めてまいります。

景観づくりについては、「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」に基づく景観重要建造物や景観重要樹木、周辺環境の保全に努めるとともに、専門知識や蓄積された事例などを持つ企業や北海道大学、関係機関とも連携し、市街地を含む美瑛町全体の魅力ある景観づくりを推進してまいります。

高度情報化社会への対応として、ネットワークに接続されている全てのパソコンについては、不正アクセスやウイルス被害に遭わないために必要なセキュリティ対策を行い、公共施設における公衆無線LANについては、防災、観光Wi-Fiとして指定避難所である美馬牛小学校や町民センターなど新たに設備を追加しており、災害発生時に迅速な情報収集が行えるよう適切な管理、運用に努めてまいります。

重要な電子文書データの保全については、これまで役場庁舎のサーバに保管していた電子文書データを外部サーバへ移行し、データのバックアップ体制を構築するとともに、長期保全が必要な文書の電子化を促進してまいります。また、情報発信については、本町の魅力を国の内外広く伝えるとともに、ここ数年多発する自然災害に関する情報も含め、広報誌やホームページ、SNS等各種発信媒体の特性を活かし、迅速かつ効果的で分かりやすい発信に努めてまいります。

町税につきましては、税法に基づいた適正な税務事務を行い町財政の貴重な財源収入を確保するとともに、各種住民サービスの向上に役立てるよう努めてまいります。引き続き、上川広域滞納整理機構との連携による滞納者及び滞納額の減少や昨年度より開始の税等のコンビニ収納サービスの利用を推進してまいります。

行財政の推進につきましては、将来を見据えた持続可能な財政運営がなされるよう、公共施設の維持管理に係る将来負担を数値化し、町政における課題を改めて整理、分析した上で事業の必要性を精査するとともに、予算の透明化を推進し、課題解決に向け真に必要とされる事業実施に努めてまいります。予算執行にあたっては、今日までの安定した健全な財政基盤の維持を念頭に置き、効率的な財源の活用による将来世代の負担適正化を図るとともに、あらゆる町民の方々の声に耳を傾けて適切な行政サービスを提供し、より一層の町民満足度の向上を目指してまいります。

むすびに、以上、令和元年度の町政執行に臨む所信並びに主要な施策の概要について申し上げます。

日々刻々と変わりゆくこの時代、私たちはあらゆる変化に迅速かつ柔軟に対応し、大きな時代のうねりをプラスに受け止め、変遷を続ける新しい時の歩みをとめることなく、挑戦する姿

勢を忘れて成長していかなければなりません。町の資源を活かした「しごと」をつくり、地域の「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を創り出すことが、「まち」に活力を与え、多様性のある文化と経済を育み、町民の皆さまの幸せな暮らしに必ず繋がっていくものと信じています。

地方自治は、住民の身近な場所で生じている課題を、住民とともに考え、現場でもっとも相応しいやり方で、しかも皆が納得する方法で解決することを可能にしています。住民の暮らしを守ることを、人々が安心して生活を営み、子どもを産み育て、人生を穏やかに歩むことができる美瑛町のために、地域や現場で生じている課題を把握し、地域に最も相応しい解決方法とは何か、常に住民の目線で情報収集と政策提案を行える体制を早急に実現いたします。

まちづくりに正解はありません。しかし正解を求めるための過程を怠ることなく、まちづくりの方針や施策は、町民の皆さまと行政の膝を交えた対話による総意で形成されるべきです。

皆さまが望む未来を、私自らが先頭に立ち、実現のために全力を尽くしてまいります。

以上を常に理念とし、町議会議員各位並びに町民の皆様の一層のご支援とご協力をお願いを申し上げ、令和元年度の町政執行方針といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） 10時50分まで休憩とします。

休憩宣告（午前10時35分）

再開宣告（午前10時50分）

---

#### 教育行政執行方針について

---

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。次に、千葉教育長から教育行政執行方針についての申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

千葉教育長。

（教育長 千葉 茂美君 登壇）

○教育長（千葉茂美君） 令和元年度教育行政執行方針を述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和元年第4回定例会の開会にあたり、令和元年度の教育行政の執行に関する方針について申し上げます。

今日の日本は、グローバル化の進展や人工知能（AI）等の技術革新が一層加速しています。こうした社会の大転換を乗り越え、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにするうえで、教育の果たす役割は大きいと考えます。将来の予測が困難な時代にある中、子どもたちが自信をもって自分の人生を切り拓き、社会で生きる力を身につける教育の



実現が必要です。

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の意義を改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育てていくことが重要です。

確かな学力に加え、子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが不可欠です。このため、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、他者への思いやり、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力の育成を図ることが求められています。

また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様で柔軟な仕組みを整備し、障がいのあるなしにとらわれることなく、すべての子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるような取組が必要です。

明確な目的意識を持ち、将来の社会人としての基盤づくりともなる「キャリア教育」、美瑛の歴史や文化、自然などとかかわる体験活動を重視した「ふるさと教育」の推進を図ることが必要です。

地域とともにある学校づくりを推進するため、学校・家庭・地域とが連携し、学校運営を進めるコミュニティ・スクールの充実が必要です。

美瑛町教育振興基本計画が示す教育の目標や方向性を基に、子どもたちの学びを支援するほか、生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進していく必要があります。

地域の教育力の向上を図りながら、町民の皆さまが豊かで生きがいに満ちた暮らしが実を結ぶように、教育行政を充実と発展に取り組んでまいります。

以下、主要な施策について申し上げます。

学校教育について申し上げます。1、社会で生きる力の育成です。「確かな学力」の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善など組織的な取組の推進を図ります。そのために、各学校での組織体制の改善・充実、年間指導計画に基づいた学力向上のための各種取組、授業の目標を示し「見通し」や「振り返り」を位置づけた学習活動など、日常の授業の充実を図るよう努めてまいります。また、どの学校でも校内で共通した学習規律の徹底を図り、一貫した指導の確立を目指した取り組みを進めてまいります。子ども一人ひとりにきめ細かな対応と指導の充実を図るため、教育指導助手を引き続き配置します。

基礎学力の定着や学習習慣の確立を図るために、各学校で取り組んでいる長期休業中の学習サポートや、教育委員会が主体となった「学習ルーム」を開設します。

本年度、小中学校の児童生徒用パソコンの更新や普通教室に無線LANのアクセスポイントを整備するなど、ICT機器を有効に活用し、分かる授業の実現や情報活用能力の育成など、授業の質的向上に向けて引き続き取り組んでまいります。

小学校では、新学習指導要領が令和2年度から完全実施となります。3・4年生の外国語活動の導入や5・6年生の外国語の教科化に向けて、外国語専科指導教員による指導とともに、引き続き外国語指導助手などを配置し、外国語教育の推進に努めてまいります。

美瑛町の特別支援教育は、すべての子どもを対象としています。個々の特性に合わせた個別の教育支援計画や指導計画の活用を通じて、資料の充実を図るとともに、保健・福祉担当部局や各関係機関と連携を図りながら、早期からの就学相談や教育相談など将来を見据えた支援に取り組んでまいります。

また、平成29・30年度文部科学省の指定事業の取組成果をもとに、さらに柔軟な校内支援体制や教職員の指導力の向上を図ってまいります。

すべての子どもへの支援体制を円滑に進めるため、校長のリーダーシップの下、特別支援教育の理解向上と子ども一人ひとりへの支援体制の充実に努めるほか、校内の引継ぎ体制を充実、「中1ギャップ」未然防止の取組や幼保小中高を見据えた取組の充実のため、美瑛中学校に「すだちの教室」(情緒障害通級指導教室)を新設して、幼保小中高それぞれの進学時において、これまで以上の連携に取り組んでまいります。

学びのスタイルの違いから起きる「小1プロブレム」に対して、小学校全校で小1スタートカリキュラムを作成し、また、就学前の子どもへの教育・保育のニーズに適切に対応するため、関係者による合同研修の場を設定してまいります。

様々な機会を活用しながら学校や関係機関などと情報を共有し、特別支援教育について保護者などの理解を得よう取り組むとともに、特別支援教育の更なる充実を期して、引き続き特別支援教育専門員を配置します。

自分が生まれ育った美瑛についての学習を通して、郷土への愛着や郷土の中での自分の生き方を考え、子ども一人ひとりが自らの可能性を引き出すことができるよう、小学校3年生から6年生まで、「十勝岳の歴史と防災」や「地域資源を活用したまちづくり」等、発達段階を考慮した内容でふるさと学習に、引き続き取り組んでまいります。中学校では、自らの社会的・職業的自立に向けて、第一線で活躍されている方を講師に招聘したり、職業体験学習を実施します。また、自分の将来の職業選択について、より高い理想を育ませるため、道内研修を実施するなどのキャリア教育により、夢や目標をもち続ける意識を育むなどの取組も進めます。

災害時には、学校が避難所となることから、防災を考える日を設け、防災意識を高める取組を行ってまいります。

2、豊かな心と健やかな体の育成です。子どもたちに、倫理感や感性などの豊かな人間性を育むために、小学校においては昨年度から、中学校では本年度から道徳が教科化されました。答えが一つではない課題に向き合い、道徳的価値について考え、議論するためには、道徳科の指導方法等の工夫改善や指導体制の充実を図る必要があります。研修会を通して教職員の指導力向

上を図ってまいります。

いじめや不登校の問題の対応には、美瑛町生徒指導連絡協議会を通して、小中高が共通認識のもと、十分な引継ぎなどにより、更に連携を深めるとともに、学校と家庭が連携し、「児童生徒理解・教育支援シート」などを活用しながら「未然防止、早期発見・早期対応」に努めてまいります。併せて、関係する機関や団体、地域と連携し、いじめ防止等に関する啓発に努めてまいります。

また、子どもや保護者が適切な教育相談が受けられるよう、心の教室相談員やスクールカウンセラーの配置など、教育相談体制をさらに重視してまいります。

高度情報化の影響を受け、コミュニティサイトやSNS等の不適切な利用による犯罪等の被害、インターネット上のいじめ等のトラブルなど、未然防止に向けてフィルタリングの重要性や必要性、年齢などに応じた利用を促すとともに、保護者、警察などの関係機関の協力を得て、正しいネット利用の定着に向けた、情報モラル教育の充実を図ってまいります。

本町の子どもたちが、幼保小中高を通し、連続した学びの中で「生きる力」を育むことができるよう、美瑛町教育推進協議会での情報の交流と共有化等の充実を取組を実施させていただきます。

また、中学校教員による小学校への「出前授業」をはじめ、授業公開や授業交流などにより、学習指導の専門性を高め、授業改善を図るよう進めるとともに、義務教育9年間を見通してさらに小中連携を深めてまいります。

子どもたちにとって読書をすることは、言語活動を促すとともに、感性を磨き、創造力を豊かにし、人生をよりよく生きる力を身につける上で欠かすことができない活動です。読むことは、情報を主体的に読み解き、思考力形成に重要であるといわれております。学校図書館においては、子どもたちの自主的な読書活動を支援するために、町の図書館と連携し、図書館司書を巡回配置します。また、学校図書館システム等を有効に活用することにより、本が必要なときには、何時でも入手できることから、利用する子どもの増加が期待されます。今後も読書環境、学習環境の充実を進めてまいります。

体力の向上は、心身の健全な発達を促し、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、健康の保持・増進に欠くことのできないものです。

全国体力・運動能力、運動習慣調査の結果を踏まえるとともに、町内全児童生徒の新体力テストを継続的に実施することにより、体力・運動能力などを把握することができ、その課題解決に向けた特色ある体力向上の取組とその充実を努めてまいります。

また、日常生活において体を動かす機会の設定やスポーツイベントへの参加促進など、学校・家庭・地域が一体となった子どもたちの運動機会の確保を今後も進めてまいります。平成30年度に完成した町民プールは、屋内のため、一年を通しての授業や放課後活動等、子どもに合

った体力向上に向け活用してまいります。

学校給食は、子どもの心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものです。その中で、地域で生産され、食にかかわる人々の様々な活動に支えられ、安全・安心が保たれていることを確認し、さらに食物アレルギーなどに対する適切な対応など、子どもたちの笑顔が絶えない学校給食の献立内容の充実を図ってまいります。また、バイキング給食や小・中学生を対象としたアグリスクールなどの食の体験学習を通じ、地場の農産物への理解と愛着を深め郷土愛を育んでまいります。

3、学びを支える家庭・地域との連携・協働です。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいは、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやりなどの基本的な倫理感、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。社会の大きな変化の中で、子育てを支える仕組や環境が崩れかけていることや、子育ての時間を十分に取ることが難しい雇用環境にあることにも目を向ける必要があります。

このような環境の中、子どもたちが安心して健やかに成長するためには、家庭ばかりではなく、地域全体で支え合う環境づくりが必要であり、保護者の負担軽減等を図るため、継続して学校給食費の無償化や、「丘のまちびえいすくすくサポート事業」による学用品等の贈呈や修学旅行費用に対する一部助成などにより、安心して楽しく学べる環境づくりを進めてまいります。

学校と家庭が連携し、家庭学習の定着や望ましい生活習慣を身につけるため、様々な機会を通して、その充実に努めてまいります。特に、土曜日を有意義に過ごすために「土曜学習」事業などの学習指導のほか、家庭における望ましい生活習慣の定着を図ることを目的に「通学合宿」を実施します。

遠距離通学者の支援、学校行事や地域の教育活動への支援を行うために、スクールバスを運行します。

学校施設につきましては、明德小学校のトイレ改修工事や老朽化が進んでいる美馬牛中学校の改修に係る実施設計業務を行います。また、町民プールの開設により、老朽化した美瑛小プールを解体します。

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は保護者及び地域住民等が学校運営に積極的に参画することにより、地域の特性を生かした特色ある学校づくりや学校を核としたコミュニティ活動の推進が期待されます。

導入から3年目を迎え、各学校では、地域の方々の協力による野菜づくり・花壇整備、お年寄りとの交流や通学路の安全点検等を実施しています。また、コミュニティ・スクール・サポーターによる教育活動への支援や協力する体制により、教職員の子どもと向き合う時間が確保されてきています。これまで以上に、地域とともにある学校づくりを目指し、学校・家庭・地域が連携・協働した取組を積極的に進め、持続可能な体制を構築してまいります。

併せて、子どもたちが安心して登下校できるように、交通ルールの指導徹底、通学路の安全確保のためのPTA、地域見守り隊などによる点検パトロールの実施や通学路交通安全プログラムに基づく効果的な取組を推進するほか、「子ども100当番の家」などの防犯対策の取組なども引き続き実施してまいります。

4、学びをつなぐ学校づくりの推進です。学校教育は、子どもや保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っています。子どもの教育に直接かかわる教職員には、高い倫理感が求められています。子どもの手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、引き続き服務規律の保持に努めてまいります。

少年団活動や部活動の指導をはじめ、不登校やいじめ問題の対応など、学校現場が抱える課題の多様化に伴い、勤務が長時間にわたり、教職員の長時間労働が社会問題になっています。美瑛町においても、中学校の部活動指導にかかわる教職員の従事時間が長いなどの課題もあります。

学校における働き方改革、「北海道アクションプラン」、町で策定した「教職員の負担軽減に向けて」等により、長期休業中の学校閉庁日の設定や部活動休養日を設けるなど、また、校内体制や業務内容の見直しを進めながら、教職員の働き方を改善し、子どもと向き合う時間の確保など、学校運営の改善を促してまいります。

これからの教職員には学級経営力や児童生徒理解力に加え、授業改善や教材研究、学習評価の改善・充実などに必要な力が求められています。さらに、小学校における外国語教育の早期化・教科化など新たな課題に対応できる力量を高めることも必要です。校内外研修体制の一層の充実により、学校組織全体として指導力の向上が図られるよう努めてまいります。

教職員自らの課題解決や指導方法の向上を目的とした、先進地等への研修制度の充実を図るとともに、道教委をはじめ関係機関が実施する各種研修事業への参加促進に努めるほか、魅力ある学校づくり資する、本町独自の教職員研修を引き続き実施してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。5、学びを活かす地域社会です。少子化による人口減少、急速な高齢化、高度情報化や価値感の多様化などの社会環境の大きな変革は、過疎化や地域の伝統行事等の担い手不足、人と人とのつながりの希薄化をもたらしております。

そのような状況において、人や地域社会とつながりをもたせるためには、住民一人ひとりが、自らの生活の維持、向上のために新たな知識や技能を身に付けていく学びの中で、地域に関わりをもつことや住民相互のふれ合いを広げることが重要であります。さらに、学んだ成果を地域活動やボランティア活動を通して、他者のためになっているという自己有用感を感じることで、住民が自立していくことにつながると考えております。

美瑛町の生涯学習を推進するためには、「第9次美瑛町社会教育中期計画」が終盤を迎え、三つの重要な柱である「きっかけ」「つながり」「やりがい」を踏まえた推進目標が効果的かつ積

極的に推進されるよう、町民の皆さまが主体的・積極的な意思をもって活動できる環境づくりや多様な学習ニーズに対して適切な学習機会を提供できるよう情報発信にも努めてまいります。

また、本町で管理運営する社会教育施設や社会体育施設の活用はもとより、学校開放や大雪青少年交流の家等の教育関連機関と連携・協働し、学習内容の充実と学習成果の実践につながる取組を推進してまいります。

次代を担う子どもたちの社会性と健全な心と体を育むため、本町の豊かな自然や歴史、文化など地域の教育資源を発掘・活用しながら、多様な体験活動に自発的に参加できる機会を提供してまいります。また、成人を対象にした新たな趣味の発見や教養などの体験講座を実施してまいります。

多くの人とふれあう場を提供する「びえい出会いふれあい祭り」の開催、さらには、豊かな芸術文化に触れてもらう芸能や演奏などの鑑賞機会の提供など、町民の皆さまが学び、ふれあいながら豊かな感性と心を醸成できる取組を進めてまいります。

これまで多くの高齢者が喜びと生きがいを感じ、そして学生同士の親睦を踏まえながら活動を行う「すずらん大学」は、学習プログラムの多様化と自発的な活動を推進するとともに、子どもたちとの異世代間交流などを通して、豊富な知識や経験を次世代に引き継ぎ、地域の活性化につながる活動と学びの場の創出を図ってまいります。

公民館分館につきましては、地域の自発的、主体的な生涯学習活動に必要な地域課題に即した事業や講座の協力・支援を行うとともに、地域住民の交流と地域の活性化を促進するためにも、本館と分館が連携し、公民館全体における活動となるよう質の向上を図ってまいります。

図書館は、地域の情報や学習活動の拠点であり、あらゆる世代の町民の生涯学習活動を支援するため大きな役割を担っています。そのため、町民ニーズに応える図書の購入、郷土資料の収集、整理、保管に努めるほか、北海道立図書館等関係機関と連携しながら、読書環境を充実させるよう進めてまいります。

また、本年度、図書館システムの更新整備を行い、利用者の利便性とセキュリティの更なる向上を図るとともに、町民が気軽に立ち寄ることのできる施設を目指してまいります。

図書館を利用される皆さまが、必要とする情報を効率よく入手できるように、図書館職員が援助するサービスである「レファレンスサービス」の普及・活用促進と職員の資質向上を図りながら、様々な分野の問題解決への糸口をサポートしてまいります。

図書館の利用促進を図るため、図書館フェスティバル・季節ごとの各種イベントの開催、町民の作品等のギャラリー展示や図書の企画展示を行うほか、長期休業中には子どもたちの学習の場として、会議室を解放するなどの取組を引き続き進めてまいります。

読書への関心をさらに深めていただくため、読書通帳の更なる普及と、中学生以下の子どもを対象に、読書通帳を一冊終了するごとに本を贈呈するなどの取組を継続して進めてまいりま

す。

また、読み聞かせボランティアグループの協力によるお話し会や、赤ちゃん親子に読み聞かせの大切さを伝えるブックスタート事業を継続します。

これらの取組のほか、本年度、絵本作家による読み聞かせやキャリア教育と幼児期における本とのふれあい方などについての講演会を開催します。

子どもたちにとって身近な場所である学校や児童館への団体貸出を継続して行うとともに、図書館司書の資格を持つ職員が定期的に学校訪問し、読書環境の整備と朝読やブックトーク、調べ学習などの読書活動への支援を引き続き行うなど、学校図書館の機能をさらに充実するよう努めてまいります。

以上、教育行政の各分野における主要な方針を申し上げます。町議会議員の皆さま並びに町民の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和元年度の教育行政執行方針といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから、各議案について、提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

鈴木総務課長。

（総務課長 鈴木 貴久君 登壇）

○総務課長（鈴木貴久君） よろしくお願ひいたします。議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は4頁から26頁になります。今回の一般会計補正予算は、主に当初予算への計上を保留していた施策事業についての追加をお願いするものです。総務費では、会計窓口の派遣負担金、顧問弁護士への業務委託、公用車購入費用、庁舎冷暖房機器改修工事、まちづくり寄附金件数増に伴う所要額、開基120周年記念事業費の追加など。民生費では、国が行うプレミアム付き商品券、グループホーム虹の増築工事補助、保育センターのエアコン設置費用、美沢へき地保育所建設工事費の追加。保健衛生費では、合併処理浄化槽設置整備費補助金の追加。農林水産業費では農業研修施設事業特別会計の繰出金、中山間交付事業、強い農業づくり、スイートコーンハーベスター整備補助、草地畜産基盤整備事業の追加など。商工費では中町1丁目の地域資源展示交流施設ラ・コリーヌ及び白金観光センターの改修費用、写真文化創造事業、青い池及び観光センタートイレ等の清掃委託料、白金エリア再構築事業、映画ロケセット体験交流住宅の管理委託料、移住・就業体験受け入れ事業の追加など。土木費では、空き家解体支援、街路灯LED化事業、道路改良舗装事業及び憩ヶ森公園改修事業費の追加など。消防費では、消防庁舎外壁修繕工事負担金の追加。教育費では明德小学校、トイレの洋式化、小学校遊具改善、改修費、教材用楽器、パソコン更新及び無線LAN費用、学校及び図書館の図書システム変更更新費用、美馬牛中学校の改修に係る実施計画費の追加。諸支出金

では、まちづくり寄附金を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる追加であります。最初に議案条文を朗読し、その後補正内容の説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出の方から説明いたします。13頁をお開き願います。歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額40万9000円の追加です。議会運営事業、1年目、議員の研修派遣旅費の追加です。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額355万5000円の追加。会計管理事業は、庁舎1階会計窓口に通銀職員の派遣のための負担金123万7000円の追加。一般管理事業は、まちづくり寄附件数増加に伴う返礼品等の発送費用172万5000円の追加。顧問護士事業は、契約謝絶交渉及び請負代金等請求事件に係る弁護士費用59万3000円の追加です。第4目車両管理費、補正額362万円の追加。車両管理事業、公用車2台に係る購入費用の追加です。第5目財産管理費、補正額1042万8000円の追加。庁舎冷暖房機器改修事業、冷暖房機の中央監視盤、守衛室にあります。これの地下にあります温水ボイラーの取り替え工事の追加です。第12目諸費、補正額1806万5000円の追加。開基120周年記念事業は、各種120年記念事業、冠付与に対する補助金及び記念事業費参加記念品などで233万円の追加。地上デジタル放送受信障害対策事業は、当該施設の無停電電源装置の交換委託で85万円の追加。過年度歳入過誤納還付金は法人住民税還付金200万円の追加。まちづくり寄附管理事業は、寄附件数増加に伴う返礼品費用1288万5000円の追加です。次の頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額1913万7000円の追加。プレミアム付商品券事業が、国が実施するプレミアム付商品券事業に係る経費の追加でございます。第2目高齢者福祉費、補正額5676万円の追加。介護サービス提供基盤等整備事業は、グループホーム虹の増築工事補助金の追加です。第4目福祉センター費、補正額7万9000円の追加。福祉センター管理運営事業は、トイレ小便器のセンサーの修繕費の追加です。第2項児童福祉費、第2目保育所費、補正額878万4000円の追加。保育センター施設改修事業は、保育室、指導室などのエアコン遊戯室内のシーリングファン及び高圧受変電設置費用の追加でございます。第3目へき地保育所費、補正額8842万5000円の追加。へき地保育所管理運営事業は、へき地保育所3カ所にエアコンを設置する費用99万6000円の追加。美沢へき地保育所建設事業は、当該施設立て替え工事費用8742万9000円の追加です。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境衛生費、補正額224万9000円の追加。合併処理浄化槽設置整備事業は、申し込み件数増加に伴う設置整備補助金の追加でございます。次の頁になります。第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額1億5882万6000円の追加。農業研修施設事業特別会計繰出金は、農業技術研修センターの加工用機器購入に対する一般会計からの繰出金で271万7000円の追加。中山間地域等直接支払制度交付金は、



農業担い手研修センター実践研修手当など、割り当て内示による交付金で200万円の追加。

強い農業づくり交付金事業は経営体育成支援事業の割り当て内示による補助金で4126万1000円の追加。食料産業・6次産業化交付金事業は、株式会社美瑛ファームのチーズ工房建設事業割り当て内示による補助金で9210万5000円の追加。スイートコーンハーベスター整備事業は、JAびえい導入の機械3台に対する補助金で540万円の追加。畑作構造転換事業は、当該事業割り当て内示に伴う補助金で1534万3000円の追加です。第3目畜産業費、補正額3753万8000円の追加。草地畜産基盤整備事業は、今年度から4年間事業として実施する草地整備造成畜産設置施設整備に要する事業費。農業公社が実施します。これに対する委託料の追加でございます。後ほど債務負担行為の補正があります。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額81万円の追加。農業農村整備事業、次年度実施予定個所となる朗根内地区の未表示地の測量業務委託料の追加です。次の頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額350万円の追加。地域資源展示交流施設整備事業は、中町1丁目のラ・コリーヌの給排水設備などの大改修費用の追加です。第3目観光費、補正額4385万円の追加。観光センター運営管理事業は、当該施設のトイレ清掃業務委託業者変更に伴う、業務委託料で90万円の追加。写真文化創造事業は、国際フォトフォーラム事業、写真撮影ツアー等の費用補助金で550万円の追加。その他観光施設等管理事業は、白金観光センター、青い池トイレ清掃業務委託業者変更に伴う業務委託料210万円の追加。観光振興対策事業は、青い池ライトアップ事業に要する補助金で800万円の追加。白金エリア再構築事業は、白金エリア総合看板、野鳥の森案内看板費用の追加、青い池売店前テーブルセット購入費で735万円の追加です。白金観光センター改修事業は、当施設のスロープ、トイレ洋式化ユニバーサルトイレなどの設置に係る施設の改修費で2000万円の追加です。第4目交流促進施設費、補正額99万円の追加。交流促進施設管理運営事業は、ホテルラヴニールの室外機コンプレッサー交換に要する修繕費用の追加です。第5目ビルケの森費、補正額144万8000円の追加。ビルケの森管理事業は、道の駅白金ビルケに除雪機を購入する費用の追加です。第7目移住対策費、補正額454万6000円の追加。セカンドホームツーリズム事業は、二地域住宅に小型の除雪機を購入費用40万円の追加。美瑛町体験交流住宅管理運営事業は、映画ロケ地の体験交流住宅の予約から受け入れを含む管理運営委託料292万8000円の追加。移住・就業体験受入事業は、移住希望者就業体験メニュー実施に伴う宿泊所の管理費用で121万8000円の追加です。次の頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第4目郷土学館費、補正額20万円の追加。郷土学館管理運営事業は、1階事務室にエアコンを設置する費用の追加です。第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費、補正額200万1000円の追加。空き家等解体支援事業、用途地域内で築40年を経過した空き家の解体費補助金の追加でございます。第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、補正額1000万円

の追加。藤野協成線道路改良舗装事業は、当該道路300メートルの工事費用の追加です。第5目交通安全施設費、補正額1100万円の追加。街路灯LED化事業は、町管理の街路灯のLED化を行うもので、中央通り線98基分を塗装を含めて実施する追加でございます。第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額1900万円の追加。大町1丁目3番線道路改良舗装事業、当道路116.25メートルの工事費用の追加です。第3目公園費、補正額1900万円の追加。憩ヶ森公園改修事業は、公園の遊具広場等の改修費用で1800万円の追加。公園施設長寿命化点検事業は、町内公園の遊戯施設114基の点検費用で100万円の追加です。次の頁になります。第9款消防費、第1項消防費、補正額1712万7000円の追加です。大雪消防組合負担金、消防庁舎外壁修繕工事に係る負担金の追加です。第19款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、補正額20万6000円の追加。教育委員会事務局管理事業、教職員の勤務時間管理用備品購入費の追加です。第2項小学校費、第1目小学校、学校管理費、補正額1953万円の追加。明德小学校改修事業は1階トイレを洋式化する工事で1509万2000円の追加。小学校遊具改修事業は、美馬牛小学校のジャングルジム、シーソーほか3校の遊具改修工事で443万8000円の追加です。第2目教育振興費、補正額1680万8000円の追加。情報教育推進事業は、各小学校の普通教室に無線LANアクセスポイントを設置する費用、69万7000円の追加。学校図書室システム化事業は、町の図書館システムの更新に伴う学校図書システム更新費用の追加でございます。小学校教材用品整備事業は、各小学校の教材用楽器を購入する費用で119万9000円の追加。小学校パソコン機器更新事業は、美瑛小学校児童用のタブレットパソコン、各小学校の校務用パソコンの借り上げ更新費用で1401万9000円の追加です。次の頁になります。第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額636万9000円の追加。美馬牛中学校改修事業は、校舎等改修に係る実施設計費用の追加です。第2目教育振興費、補正額1204万5000円の追加。学校図書室システム化事業は、美瑛中学校のであります。町の図書館システム更新に伴う美瑛中学校の学校図書システムの更新費用で47万4000円の追加。キャリア教育推進事業は、町職員で防災士の資格のあるものを講師として実施する1日防災教室開催に係る経費35万8000円の追加。中学校パソコン機器更新事業は、美瑛中学校生徒用のタブレットパソコン及び校務用パソコンの借り上げ更新費用で1121万3000円の追加。第4項社会教育費、第3目図書館費、補正額404万2000円の追加。図書館管理運営事業は、システム更新に伴うクラウド版回線使用料7万円の追加。図書システム更新事業は、更新業務委託料397万2000円の追加です。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額1035万3000円の追加。丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業、ふるさと納税寄附金530件分を基金に積み立てる追加でございます。歳出の説明を終わりました、次に歳入について説明いたします。9頁にお戻りください。歳入、第13款

国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額510万9000円の追加。地方創生推進交付金は地域資源展示交流施設改修事業、写真文化創造事業、移住・就業体験受け入れ事業に充当する補助金です。第2目民生費補助金、補正額1913万7000円の追加。プレミアム付商品券事業補助金、当該事業に対する実施補助金です。100パーセント補助になります。第3目衛生費補助金、補正額61万7000円の追加。合併処理浄化槽設置費交付金、浄化槽設置数増加による交付金の追加です。第4目土木費補助金、補正額529万3000円の追加。憩ヶ森公園改修事業交付金、当該事業に対する国庫補助金です。第14款道支出金、第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額3906万円の追加。社会福祉費補助金、3456万円は、介護サービス提供基盤と整備事業費補助金、グループホーム虹の増築工事に対する補助金になります。児童福祉費補助金450万円。電源立地地域対策交付金は、保育センターに設置するエアコン整備に係る交付金です。第4目農林水産業費補助金、補正額1億5070万8000円の追加。1の中山間地域等直接支払い制度交付金から4の畑作構造転換事業補助金まで、それぞれの事業の交付金割り当て内示に伴う右欄記載の補助金の追加でございます。第5目商工費補助金、補正額1000万円の追加。地域づくり総合交付金、白金観光センター改修事業に係る補助金です。第16款寄附金、第1項寄附金、補正額1035万3000円の追加。まちづくり寄附金530件分の追加です。第17款繰入金、第1項繰入金、補正額1億1085万5000円の追加。公共施設等整備基金繰入金は、庁舎冷暖房機器改修工事業ほか4事業に係る繰入金6926万2000円、丘のまちびえいまちづくり基金繰入金は、小学校パソコン機器更新事業ほか6事業に係る繰入金4159万3000円です。第18款繰越金、第1項繰越金、補正額6963万1000円の追加。前年度繰越金になります。平成30年度の繰越金は、1億7439万7000円、四捨五入しまして1億7439万7000円となり、今回補正による繰越金の計上額は累計にありますように、8963万1000円となり、平成30年度分の繰越金の保留額は差し引き8476万6000円を保留しております。第19款諸収入、第4項受託事業収入、第2目農林水産業費受託事業収入、補正額2460万9000円の追加。草地畜産基盤整備事業受託金、事業実施に伴う受益者からの負担金の追加です。第5項雑入、補正額292万8000円の追加。美瑛町体験交流住宅宿泊費負担金、映画ロケ地の体験交流住宅の利用者からの使用料の追加です。次の頁になります。第20款町債、第1項町債、第2目民生債、補正額1億520万円の追加。社会福祉費2220万円、過疎対策、介護サービス提供基盤と整備事業債はグループホーム虹増築工事補助金支出に係る借入債でございます。児童福祉費8300万円、辺地対策については美沢へき地保育所整備事業債、当該建設工事に係る借入債8300万円でございます。第4目商工債、補正額1100万円の追加。商工債、過疎対策ソフト分の観光振興対策事業債は、青い池ライトアップにかかる費用400万円。辺地対策白金エリア再構築事業債、白金エリア総合看板な

どに係る費用の事業債700万円です。第5目土木債、補正額2050万円の追加。過疎対策、藤野協成線道路整備事業債、当該道路整備に係る費用950万円。過疎対策、ソフト分街路灯LED化事業債、LED化にかかる費用の1100万事業債です。第6目教育債、補正額2030万円の追加。過疎対策、明德小学校改修事業債、明德小学校のトイレ洋式化にかかる費用の事業債1430万円。中学校債、過疎対策、美馬牛中学校改修事業債、美馬牛中学校改修に係る実施設計費用の事業債600万円です。第9目農林水産業債、補正額540万円の追加。過疎対策、スイートコーンハーベスター整備補助事業債、JAびえいが導入する当機械3台購入に係る事業債です。歳入の説明を終わり、7頁の第2表債務負担行為補正の説明をいたします。7頁をお開きください。先ほど、歳入歳出予算の事項別明細書の歳出、第1款農林水産業費で説明した当該事業について、今後4年間にわたって草地整備造成と畜産施設の整備を実施していくことから、令和2年度から令和4年度までの3年間の債務負担行為補正を行うものです。第2表、債務負担行為補正、追加事項、草地畜産基盤整備事業、期間、令和2年度から令和4年度まで、限度額、事業費2億6781万3000円。次の頁、8頁の第3表地方債補正になります。年度当初の地方債の総額1番左下にあります。合計6億2230万円に事業に係る額1億6240万円を追加し、変更後の地方債の総額を7億8470万円とするものです。起債の目的、変更前、限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略させていただきます。第3表、地方債補正、変更、起債の目的、辺地対策事業、変更前、限度額1億2810万円、変更後限度額2億1810万円。過疎対策事業、変更前、限度額2億7910万円、変更後限度額3億5150万円。合計、変更前、限度額6億2230万円。変更後、限度額7億8470万円。なお、起債の方法・利率・償還の方法については変更ありません。5頁6頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略します。以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

吉川農林課長。

（農林課長 吉川 智巳君 登壇）

○農林課長（吉川智巳君） よろしくお申し上げます。議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、27頁から32頁になります。はじめに27頁をお開き願います。今回の補正は、農業技術研修センターみのににおいて、近年利用が増加していますジャム加工等の利便性や衛生面での向上を図るため、加工用機械を購入するための予算を追加をお願いするものです。以下、議案条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書についてご説明申し上げます。最初に歳出からご説明

申し上げます。31頁をお開きください。歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費、第1目農業技術研修センター管理費、補正額271万7000円の追加。当研修センター利用者のニーズに対応し、町内農畜産物の加工研修における事業拡大を図るため、加工用機械の充填機と蓋締機器を1台ずつ購入する費用を追加するものです。次に、歳入についてご説明いたします。29頁にお戻り願います。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、補正額271万7000円の追加。歳出補正の財源に充てるための追加でございます。28頁の第1表、歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。以上で、議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

（水道整備室長 長野 克哉君 登壇）

○水道整備室長（長野克哉君） それでは、議案第5号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集の33頁から38頁になります。はじめに33頁をお開き願います。今回の補正は、水力発電施設における非常用の直流電源装置の故障により修繕を要するため、当該予算の追加をお願いするものであります。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。37頁をお開き願います。歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額684万2000円の追加であります。水力発電施設直流電源装置の故障に伴う修繕料の追加でございます。次に歳入の説明を行います。35頁をお開き願います。歳入、第1款繰入金、第1項繰入金、補正額684万2000円の追加であります。非常用電源装置修繕に伴う財源調整による基金繰入金の追加でございます。34頁の第1表、歳入歳出予算補正については、説明を省略させていただきます。以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） それでは、議案第6号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、39頁から40頁になります。はじめに39頁をご覧ください。今回の補正は、資本的支出において、町道大町1丁目3番線道路改良工事に伴う配水管布設替工事に係る費用の追加をお願いするものであります。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、資本的支出についてご説明いたします。隣の40頁になります。支出、第1款資本的

支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額490万円の追加。町道大町1丁目3番線道路改良工事に伴う配水管布設替工事に係る費用の追加でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3799万1000円は、過年度分損益勘定留保資金3799万1000円で補填するものとする。以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 小杉 昌敏君 登壇）

○町立病院事務局長（小杉昌敏君） 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、41頁から42頁になります。今回の補正につきましては、町立病院の温水ボイラー及び冷却塔ポンプが経年劣化に伴い、部品交換が必要となっているため修繕工事を行うものでございます。それでは、最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集42頁になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第3目経費、補正額320万3000円の追加。内容は町立病院の温水ボイラー等の経年劣化に伴う温水ボイラーの中期電磁弁、中期ポンプ・モーター等の交換並びに冷却塔補給水用ポンプの加圧給水ポンプの交換に係る修繕費用をお願いするものです。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで、5案件についての提案理由の説明を終わります。質疑以降については、後日行います。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時51分）

再開宣告（午後 1時00分）

---

日程第11 議案第8号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第12 議案第9号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第13 議案第10号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

---

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件、日程第12、議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件及び日程第13、議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括議題とします。

これから、各議案について、提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 議案第8号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は43頁になります。改正に伴う新旧対照表は、別冊資料の4頁と5頁になりますので、ご高覧願います。今回の規約の改正は、北海道市町村総合事務組合に加盟していた北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の解散に伴い、北海道市町村総合事務組合規約の別表第1及び別表第2の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料に基づく説明は省略させていただきます。以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木貴久君) はい。議案第9号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集は44頁になります。改正に伴う新旧対照表は別冊資料の6頁になりますので、ご高覧願います。議案第8号と同様に、標記組合に加盟していた北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の解散に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の別表第2号の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料に基づく説明は省略させていただきます。以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木貴久君) はい。議案第10号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は45頁になります。改正に伴う新旧対照表は、別冊資料の7頁になりますので、ご高覧願います。議案第8号、議案第9号と同様に標記組合に加盟していた北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合と追加で、十勝環境複合事務組合の解散に伴い、北

海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の別表第1の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

別冊資料に基づく説明は省略させていただきます。以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これで、3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案第9号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次に進みます。

次に、議案第10号について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3案件の討論は一括行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって3案件の討論は一括行うことに決定しました。

それでは3案件について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第11、議案第8号の件を採決します。議案第8号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第9号の件を採決します。議案第9号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)



挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第10号の件を採決します。議案第10号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 報告第1号 平成30年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第14、報告第1号、平成30年度美瑛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 報告第1号について、その内容を申し上げます。議案集は47頁、48頁になります。平成30年度の繰越明許費については、平成30年度の一般会計補正予算、第12号において、令和元年度に繰り越して執行することの議決をいただいた48頁に記載の3事業について、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

---

日程第15 報告第2号 平成30年度美瑛町一般会計事故繰越し繰越計算書について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第15、報告第2号、平成30年度美瑛町一般会計事故繰越し繰

越計算書についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

鈴木総務課長。

(総務課長 鈴木 貴久君 登壇)

○総務課長(鈴木貴久君) 報告第2号について、その内容を申し上げます。議案集は49頁、50頁になります。当初平成30年度中に工事完了の契約をしていた白金エリア再構築事業について、北海道開発局が行った近接工事との工程調整に期間を要し、年度内に事業が完了せず支出できなかったため、その額を令和元年度に繰り越して使用することを地方自治法施行令の規定に基づき報告するものです。それでは、議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第2号については、これをもって審議を終わりたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

なしと認めます。したがって、報告第2号の件は報告を終わります。

---

#### 日程第16 報告第3号 美瑛町土地開発公社の経営状況について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第16、報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

山下建設水道課長。

(建設水道課長 山下 浩史君 登壇)

○建設水道課長(山下浩史君) 報告第3号、美瑛町土地開発公社の経営状況についての議案の内容につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては、51頁から55頁になります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上、報告第3号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について、質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第3号については、これをもって審議

を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第3号の件は報告を終わります。

---

日程第17 報告第4号 有限会社美瑛物産公社の経営状況について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第17、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 報告第4号について、ご説明申し上げます。議案集は56頁から61頁になります。56頁になります、有限会社物産公社の経営状況について、朗読をもって報告いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第4号、有限会社美瑛物産公社の経営状況についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 10番野村です。よろしくお願ひいたします。物産公社の総売上高、2億6000万近く、あるいは純利益340万近く、担当者方の努力に対して敬意を表します。そこで貸借対照表の中でお伺いしたいことが3点ございしますが、売掛金の概ね200万ぐらい、あるいは、仮勘定の仮払金の概ね、失礼しました、57万5000円、あるいは預かり金の260万。これについての内容を概要でよろしいですが、お願ひいたします。なお仮払金につきましては、平素は決算に向けてゼロ勘定にしていくんですが、そのどこって要因について現時点でお分かりであれば、お願ひをいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 13時50分まで休憩します。

休憩宣告(午後 1時31分)

再開宣告(午後 1時50分)

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

○**経済文化振興課長（今野聖貴君）** 先ほどの3点のご質問かと思えます。1点目の貸借対照表の中の流動資産、売掛金ですね、売掛金についてはホテルのカード払いですとかそういった部分が大半を占めております。仮払金、あと2点目の仮払金については、この部分ですけども、昨年、税務システム等の入れ替えと税理士との契約の部分があって、その部分の金額を不確定だというふうな金額、多くの仮払金として、その旨計上しているというような感じです。それと3点目の預かり金です。268万。これにつきましては、職員法定福利費、あと税、その部分が大半を占めております。以上です。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 10番野村議員。

○**10番（野村祐司議員）** 売掛金、これ科目の設定の仕方というのあれなんだけど。この後からも未収金とか出てくるんだけどね。売掛金っていう言葉がいいのかどうかっていうのはちょっと検討してもらいたいんですよ。相手はホテルですから、カードについてはちょっと私、不見識なこと言ったらあれなんですけれども、未収金じゃないかなと思ってちょっと検討してもらえませんか。仮払金については税金の関係ですか。すいません何回もして、もう一つ後で一括、預り金についてはそういう福利厚生のあるから、これは逆に借り受けという形、仮勘定の逆になるんじゃないかと、それに統一する必要があるかどうかっていうところも検討していただきたいと思ってます。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 今野課長。

○**経済文化振興課長（今野聖貴君）** ご指摘の部分、よく、税理士等いろいろな他の他の会計等も、議会に報告する会計等もありますので、その辺統一した見解のもとです、提案するように検討したいと思います。以上です。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 10番野村議員。

○**10番（野村祐司議員）** 仮払金だけ、もう1回ちょっと教えてください。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 今野課長。

○**経済文化振興課長（今野聖貴君）** この部分ですね税理士との委託契約の部分の金額をここで計上していると、こういうことです。

○**議長（佐藤晴観議員）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第4号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第4号の件は報告を終わります。

---

日程第18 報告第5号 一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第18、報告第5号、一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 報告第5号の一般財団法人美瑛町農業振興機構の経営状況について説明をいたします。議案集は62頁から66頁になります。はじめに議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第5号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第5号の件は報告を終わります。

---

日程第19 報告第6号 一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第19、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

(「はい」の声)

今野経済文化振興課長。

(経済文化振興課長 今野 聖貴君 登壇)

○経済文化振興課長(今野聖貴君) 報告第6号についてご説明を申し上げます。議案集につきましては、67頁から73頁になります。一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況

について、朗読をもって報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で、報告第6号、一般財団法人丘のまちびえい活性化協会の経営状況についての報告を終わります。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。経営状況全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第6号についてはこれをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第6号の件は報告を終わります。

---

#### 散会宣告

---

○議長(佐藤晴観議員) 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。6月11日から6月19日までの9日間は、議事整理のため本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、6月11日から6月19日までの9日間は、議事整理等のため本会議を休会することに決定しました。

なお、町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質問など、一般質問の通告書の提出期限は6月12日正午までとしますので、質問者は事務局へ提出してください。本日はこれで散会します。

---

#### 散会挨拶

---

○議長(佐藤晴観議員) はい、一日お疲れさまでした。今申し上げましたとおり、一般質問、あと1日半というところがございますので、町長または教育長、あるいは農業委員長とかに質問をですね、皆さんはぜひですね、チャレンジをしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。一日お疲れさまでした。

午後2時09分 散会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年9月19日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 坂田 美 香

議員 山本 賢 一